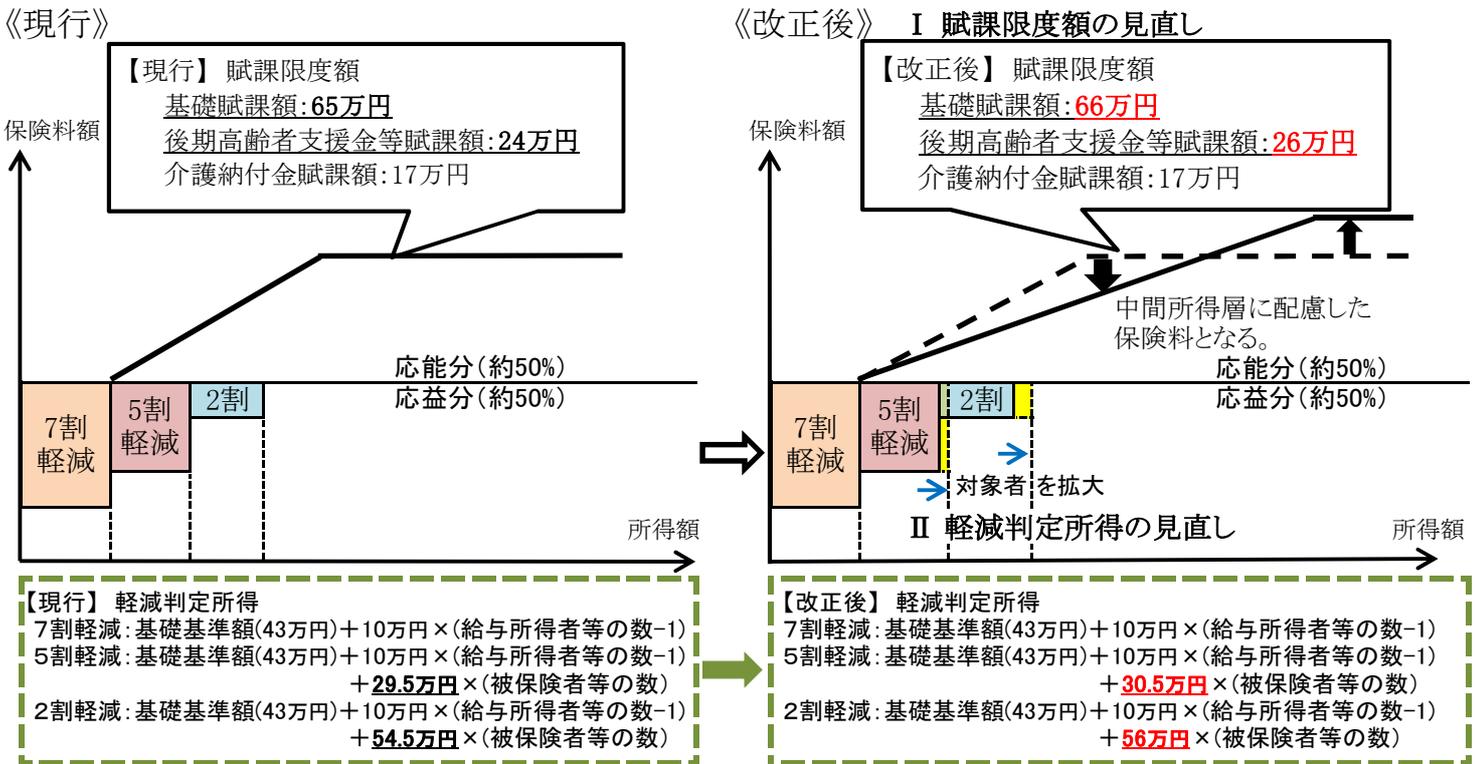


寒川町国民健康保険条例の一部改正について (国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の見直し)

1. 改正の概要

- I 国民健康保険料の賦課限度額について、次のとおり変更する。
- ①国民健康保険料の基礎賦課額に係る限度額を**66万円(現行:65万円)**に引き上げる。
 - ②国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額を**26万円(現行:24万円)**に引き上げる。
- II 国民健康保険料の減額対象となる所得基準について、次のとおり変更する。
- ①5割軽減の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を**30.5万円(現行:29.5万円)**に引き上げる。
 - ②2割軽減の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を**56万円(現行:54.5万円)**に引き上げる。

2. 改正の内容



3. 改正に伴う影響見込

区分	賦課限度額			世帯数			
	R6 賦課限度額	R7 賦課限度額	増加額	加入世帯数	R6限度額 超過世帯数	R7限度額 超過世帯数	増減
医療分 (基礎賦課額)	650,000円	660,000円	10,000円	6,279世帯	50世帯	48世帯	△2世帯
後期高齢者 支援金分	240,000円	260,000円	20,000円		84世帯	74世帯	△10世帯
介護分	170,000円	170,000円	0円	2,556世帯	50世帯	50世帯	0世帯

※令和6年度本算定時点の賦課情報及び保険料率を基に計算しています。
 ※超過世帯数は各区分で重複する世帯があります。

区分	全世帯数	R6軽減世帯数	R7軽減世帯数	増減
7割軽減	6,279世帯	1,426世帯	1,426世帯	0世帯
5割軽減		732世帯	753世帯	21世帯
2割軽減		733世帯	765世帯	32世帯
計		2,891世帯	2,944世帯	53世帯

※令和6年度本算定時点の賦課情報及び保険料率を基に計算しています。